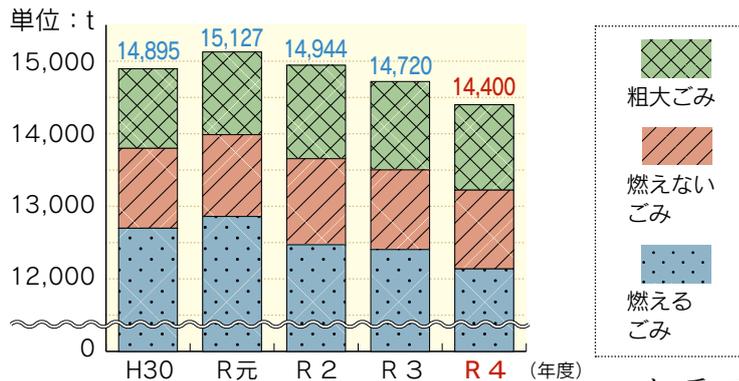


特集2 6月は環境月間です

- 問合せ 環境政策課▷生活環境係・脱炭素社会推進室 (☎ 23-2144)
▷リサイクル推進係 (☎ 23-2145)

毎年6月5日は、国連が『世界環境デー』と定めています。日本では、環境基本法でこの日を『環境の日』と定め、6月の1か月間を『環境月間』として、全国各地で普及啓発活動が展開されています。皆さんもこの機会に、身の回りの環境について、今一度考えてみましょう。

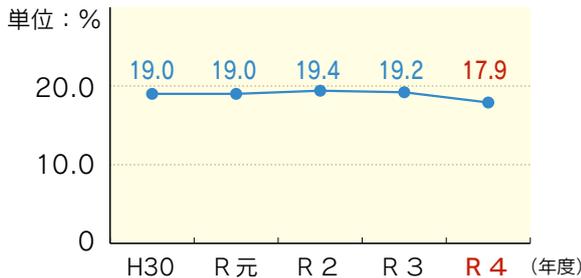
【グラフ1】総排出量の推移



市のゴミの量とリサイクル率

令和4年度の市内のゴミの総排出量は、年間で1万4400ト(グラフ1)で、令和3年度と比べると約320ト減少しました。また、ゴミの総排出量に対する資源化量を表すリサイクル率は17.9割(グラフ2)で、令和3年度と比べて1.3ポイント減少しました。

【グラフ2】リサイクル率の推移



市民一人一人のリサイクルに対する意識の向上が、ゴミの減量化につながります。さらなるゴミの減量化に向けリサイクルを心がけましょう。

ゴミを減らそう!

私たちはふだんの生活の中でさまざまなものを消費しながら暮らしています。例えば、雑誌の紙は主に木材が原料のパルプから作られています。これらはすべて限りがある貴重な資源で、有効に活用するために、できるだけゴミを

- 回収日 第1日曜日
 - ③ 『回収量に応じて地区に収入が入る』
 - ② 『瓶の再利用ができる』
 - ① 『紙類や缶類の資源化ができる』
 - 3つのメリット
- ごみの減量化・資源化だけでなく、地区の収入にもつながるリサイクルサンデーを活用しましょう。
- 令和4年度は、各行政区や地区子ども会など174団体が取り組み、1年間で回収した資源ごみの量は496トンでした。
- リサイクルサンデーは、地区ごとに毎月1回決められた日曜日に、新聞紙や雑誌、空き缶、瓶などの家庭から出た資源ごみを分別回収してリサイクルをする取り組みです。
- リサイクルサンデーは、地区ごとに毎月1回決められた日曜日に、新聞紙や雑誌、空き缶、瓶などの家庭から出た資源ごみを分別回収してリサイクルをする取り組みです。

リサイクルサンデー

出さないことやリサイクルできるものは正しくリサイクルすることが大切です。市は、リサイクルサンデーをはじめ、さまざまな取り組みを推進しています。皆さんもできることから始めてみませんか。

▽南波多町、大川町、松浦町
▽第2日曜日
伊万里地区、牧島地区、大坪地区、立花地区

▽第3日曜日
大川内町、黒川町、波多津町

▽第4日曜日

二里町、東山代町、山代町
※住んでいる行政区によって回収品目・場所・時間が異なりますので、詳しくは区長か環境政策課に問い合わせてください。

● 回収品目は7種類です

- ①新聞紙(新聞、折込チラシ)
- ②段ボール
- ③雑誌類(週刊誌、カタログ、ティッシュの空き箱や包装紙などの雑紙)
- ④アルミ缶
- ⑤スチール缶
- ⑥一升瓶(茶色)
- ⑦ビール瓶

● 注意点 紙類を縛るときは、ビニールひもや紙ひもなどで十文字に結び、ガムテープは使わないでください。また、缶類は水ですすぎ、アルミ缶とスチール缶は分別してください。



◆ ペットボトルの出し方

ペットボトルは、リサイクルするために作業員が1本ずつ選別をしています。
 キャップが付いていたり中身が残っていたりすると、作業にとても時間がかかります。ペットボトルを出すときは、次の2点を守りましょう。
 ▷キャップとラベルは必ず外して、燃えるごみに出してください。
 ▷中は空にして、水ですすいでください。



◆ 瓶類の出し方

瓶類についてもリサイクルするため、作業員が選別をしています。
 正しい分別がされていないとペットボトル同様、作業に時間がかかります。瓶類を出すときは、次の2点を守りましょう。
 ▷赤文字のごみ袋には、瓶類のみを入れてください。
 ▷キャップを外して、中を水ですすいでください。
 ※一升瓶（茶色）・ビール瓶については、リサイクルサンデーに出すことができます。



◆ 生ごみダイエット作戦

ご存じでしたか。実は燃えるごみの約4割は水分です。生ごみを出すときには水切りをして、ごみの減量に努めましょう。簡単にできる水切り方法を動画で紹介しています。動画は市ホームページでみることができます。



動画はこちらから↑

◆ 『てまえどり』作戦

日本では、年間約522万トン（令和2年度推計値）の食品ロスが発生しています。この食品ロスを削減するため、賞味期限や消費期限が短い商品を棚の手前から積極的に選ぶ購買運動『てまえどり』活動を推進しています。皆さんもすぐに食べる予定がある場合などには『てまえどり』活動に努めましょう。



ストップ！不法投棄

不法投棄とは、ごみを適正に処理せず、道路脇や山林などに捨てる行為のことです。ごみのポイ捨てや自分の土地にごみを捨てることも不法投棄となります。不法投棄されたごみは、周辺の景観を損ねるだけではなく、悪臭や周辺の土壌汚染を引き起こすなど、生活環境に悪影響を及ぼします。

市は、パトロールや防犯カメラを設置することなどで不法投棄の防止に努めています。皆さんも、不法投棄を『しない』『させない』をモットーに、防止活動に取り組みましょう。

● **不法投棄を防止するため**
 不法投棄物は、投棄者が不明の場合、投棄されている土地や建物の所有者が処分しなければなりません。定期的に草刈りをしたり、柵やフェンス、警告看板を設置したりするなど、日頃から意識して管理することが大切です。



野外焼却は法律で禁じられています

家庭から出るごみを野外焼却することは、左記の例外を除いて法律で禁止されています。また、例外で認められていても、近所の迷惑にならない範囲で行うとともに、火災の原因にならないよう、きちんと消火してください。

● **野外焼却とは**
 さが西部クリーンセンターなどの法律で定められた適正な焼却炉を使用せずに、外でごみを焼却することです。ドラム缶や小型焼却炉などでの焼却も野外焼却に当たります。

● **野外焼却の例外**
 ▽少量の落ち葉や刈り草などの焼却
 ▽宗教上の行事での焼却（しめ縄など）
 ▽河川管理者が行う管理のための草木の焼却
 ▽農家が行う稲わらや林業者が行う伐採した枝木の焼却など



自動車騒音

自動車騒音の状況を把握するため、令和4年度は市内2地点で測定しました。測定の結果、環境基準値を下回り、良好な状態でした。

(単位：dB)

測定地点	観測時間帯	騒音の24時間平均値 (等価騒音レベル [Leq])	
		測定値	環境基準
瀬戸町早里 (国道204号)	昼間	69	70
	夜間	62	65
二里町八谷搦 (県道204号)	昼間	65	70
	夜間	57	65

市内の環境状況を把握するため、定期的に騒音や水質について調査を実施しています。ここでは、令和4年度の測定結果を紹介します。

アイドリングストップ



駐車中はエンジンを停止してください

▷測定日 令和5年2月8・9日

▷観測時間帯 昼間は午前6時～午後10時、夜間は午後10時～午前6時

※環境基準は、環境基本法で定められた、達成することが望ましい基準のことです。この基準をわずかに超過しても直ちに健康被害が生じるような数値ではありません。

水質

■河川水

市内3地点で、河川の汚濁の程度を示すBOD(生物化学的酸素要求量)(注1)を測定しました。そのうち、環境基準が設定されているのは1地点で、令和4年度の測定結果は環境基準を下回りました。また、過去3年間の測定値の推移を見ても、すべて環境基準を下回る結果となっていて、河川環境は良好な状態を維持しています。

注1 BOD(生物化学的酸素要求量)

環境基準の指標として河川の水域で採用され、有機汚濁物質を微生物によって分解するときに必要な酸素量のことです。BODが高くなると、水質が悪化し、魚類などが生息できなくなります。

【河川水BOD(75%値)(注2)】 (単位：mg/ℓ)

河川名	測定地点	測定値			環境基準
		R2	R3	R4	
有田川	おおいでいせき 大井手井堰(二里町)	0.8	1.8	2.0	2.0以下

注2 75%値

有機物による水質汚濁を示す指標であるBOD(河川水)やCOD(海水)の年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる統計値のことです。

■海水

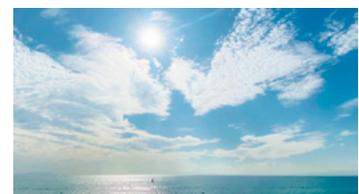
伊万里湾内の2地点で、海水の汚染の程度を示すCOD(化学的酸素要求量)(注3)を測定しました。令和4年度の測定結果は、七ツ島工業団地北側地点で環境基準を上回りました。また、過去3年間の測定値の中にも環境基準を上回ったものがありますが、直ちに環境被害につながる数値ではありません。要因の一つとして、測定時の天候や潮汐などによる影響が考えられます。

注3 COD(化学的酸素要求量)

環境基準の指標として湖沼および海域で採用され、有機汚濁物質を酸化剤で分解するときに必要な酸素量のことです。CODが高くなると、水質が悪化し、魚類などが生息できなくなります。測定地点によって環境基準が異なるのは、環境基本法に基づく水域類型の指定があるためです。

【海水COD(75%値)】 (単位：mg/ℓ)

測定地点	測定値			環境基準
	R2	R3	R4	
七ツ島工業団地北側(黒川町)	2.0	3.2	2.5	2.0以下
七ツ島工業団地南側(黒川町)	2.4	3.0	2.8	3.0以下



脱炭素につながるライフスタイルへの転換を

近年、私たちの日常生活や経済活動に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスによって世界の平均気温が上昇する地球温暖化が進行しています。

地球温暖化は、豪雨災害や猛暑などの気候変動を引き起こすとされていて、私たちの暮らしや自然の生態系に影響を与えています。

このため、温室効果ガスの排出量をできる限り減らし、食物による吸収量との均衡を保つことで温室効果ガス排出を実質ゼロにする『脱炭素』に向けた取り組みを行うことが必要です。



伊万里市 グリーンカーテン コンテスト

地球温暖化対策となるグリーンカーテンにみんなで楽しく取り組むことで脱炭素社会を推進していくため、コンテストを実施します。

最優秀賞
(各部門 1 作品)
5,000 円分
ギフトカード

応募期間 8月1日(火)～31日(木) ※必着

応募部門
①家庭部門／戸建て
②家庭部門／集合住宅
③団体・事業者部門

応募対象 市内で令和5年4月1日以降にアサガオやゴーヤなどの『つる性植物』を利用したグリーンカーテンに取り組んだ個人および団体



応募方法
▷ Logo フォームを利用した電子申請
(右の2次元コードから入り、必要事項の入力と写真のアップロード)
▷ 応募用紙を利用した紙申請 (用紙と写真を郵送か持参)



審査方法
▷ WEB 投票 (9月1日から8日まで) による評価
▷ 審査委員会による評価

↑ここから応募できます

地域やまちの課題を『緑』で解決しませんか。 伊万里市緑のまちづくり推進交付金

緑化活動に
最大
10万円

緑のまちづくり推進事業とは

脱炭素につながる快適な暮らしの実現に向けた市民の取り組みと緑豊かで魅力あふれる美しいまちづくりを推進するため、地域の緑化活動に取り組む団体などに交付金を交付する事業です。

支援内容

地域の緑化に必要な花の種や苗、プランターといった資材などを購入するための費用の全額(最大10万円)を交付して、地域の緑化の取り組みを支援します。

活動内容

公共施設、自治公民館、歩道、沿道、空き地、休耕田、耕作放棄地などで、不特定多数の地域住民が支障なく鑑賞できる用地の緑化に取り組むこと。ただし、土地の所有者または管理人から承諾を得ることが条件です。

対象団体

福祉団体、教育団体、地域活動団体、市民を構成員とする任意団体で公益性を有するものまたは営利を目的としない公共的団体

応募方法

交付申請書に必要な書類(経費内訳書、位置図、着手前の写真)を添えて窓口、郵送、メールのいずれかで提出してください。申請書は環境政策課と各コミュニティセンターに備え付けています。

募集開始 6月9日(金) **募集団体数** 5団体程度